

## 第 4 1 号議案

### 亀岡市行政手続条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市行政手続条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号、第 4 条、第 1 3 条並びに第 1 4 条第 1 項及び第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる

状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

## 亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、公示送達の方法を改めること。
- 2 この条例は、令和8年5月21日から施行すること。